



東北運輸局福島運輸支局  
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

令和4年4月27日  
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

## 福島市の一般貨物自動車運送事業者に対し事業の停止命令等を行いました。

令和3年1月18日及び3月19日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般貨物自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は事業の停止命令等を行いましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社 歆喜運送 代表取締役 石井 敏明  
(法人番号：6380002000797)  
福島市飯坂町平野字若狭小屋14-6

営業所：福島トラックステーション営業所  
福島市飯坂町平野字若狭小屋14-6

2. 行政処分等年月日 令和4年4月18日

#### 3. 行政処分等の概要

##### (1) 事業の停止処分

令和4年4月27日から令和4年5月10日（14日間）

##### (2) 事業用自動車の使用停止処分

令和4年5月11日から令和4年6月23日（8両×44日）

##### (3) 文書警告

【裏面へ続く】

#### 4. 違反の概要

##### (1) 事業の停止及び事業用自動車の使用停止処分

- ①事業計画の認可違反  
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)
- ②乗務時間等告示の遵守違反  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ③健康診断の受診義務違反  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- ④定期点検記録簿の保存義務違反  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2) (道路運送車両法第49条)
- ⑤整備管理者の研修受講義務違反  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)
- ⑥点呼の実施義務違反  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)
- ⑦点呼の記録義務違反 (不実記載)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ⑧運行記録計の記録義務違反 (不実記載)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- ⑨運行指示書の作成義務違反  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
- ⑩運転者に対する指導監督義務違反  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- ⑪運行管理者の講習受講義務違反 (特別講習、一般講習)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)
- ⑫社会保険等加入義務違反  
(貨物自動車運送事業法第24条の4)

##### (2) 文書警告

- ①点呼の記録義務違反 (一部記録なし)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ②乗務等の記録義務違反 (記載事項等不備)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門  
担当：大友、若木

Tel：024-546-0345